

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	白石市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/11/

執行機関名 白石市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白石市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第18号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 白石市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第18号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	白石市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が <u>子育て</u> についての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、 <u>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、 <u>子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		白石市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	白石市子ども医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	白石市子ども医療費の助成に関する条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該保護者及びその者と同一の世帯に属する者又はその者の規則で定める社会保険各法の規定による被保険者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

○白石市子ども医療費の助成に関する条例

平成17年9月26日

条例第18号

改正 平成20年3月3日条例第17号

平成20年6月23日条例第26号

平成21年6月25日条例第18号

平成24年3月5日条例第6号

平成24年6月27日条例第19号

平成24年12月17日条例第28号

平成26年6月20日条例第15号

平成28年3月2日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 子どもの父又は母で、その子どもを現に監護しているもの
- (2) 子どもの父又は母以外の者で、その子どもと同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 保護者が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医

療費助成制度の助成対象とならないもの

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金（法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付の額を控除するものとする。以下「一部負担金」という。）について、当該助成対象者の保護者に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費を除く。

2 前項の規定は、保護者が第9条第1項に規定する療養の給付に代えて一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 第1項の規定は、保護者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日（やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）以後受けた医療に係るものに限るものとする。

4 前各項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、更新の登録申請を行う者の同意を得た上で、

市の保有する公簿等により市長が更新の登録申請に必要な事項を確認することができたときは、更新申請書の提出を省略させることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の規定により保護者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を保護者に通知するものとする。

(所得額の確認)

第6条 市長は、保護者から前条第1項若しくは第3項に定める書類の提出を受けたときは、第4条第1項に定める一部負担金の額を審査し、又は決定するため、当該保護者及びその者と同一の世帯に属する者又はその者の規則で定める社会保険各法の規定による被保険者の所得の額を課税台帳及びその他公簿等により確認することができるものとする。

(受給者証の交付等)

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された保護者(以下「受給者」という。)に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に規則で定める変更届を提出しなければならない。

3 受給者は、登録の有効期間終了又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返還届を提出するとともに、受給者証を返還しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 市は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を受給者に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療機関等で一部負担金を支払った場合、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者

に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定・交付)

第10条 市長は、前条第2項の規定により受給者等から申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者等に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(助成金の返納)

第13条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(受給資格の登録等の特例)

2 この条例の規定により乳幼児医療費の助成の対象となる者に係る第5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことがで

きるものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の白石市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例の規定によりなされた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月3日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の白石市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関等において医療を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に医療機関等において医療を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月23日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、白石市乳幼児医療費の助成に関する条例及び白石市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月5日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白石市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

附 則 (平成24年6月27日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年12月17日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白石市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

附 則 (平成26年6月20日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白石市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及

び第7条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

附 則（平成28年3月2日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白石市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができるものとする。